解散公告

当社は、平成二十六年二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月七日

大分県竹田市荻町恵良原七八八番地一

株式会社ワンダーファーム

代表清算人　大野　智子

解散公告

当法人は、解散総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月七日

那覇市首里石嶺町二丁目一六五番三号

特定非営利活動法人ＯＮＥ　ＬＯＶＥ

清算人　奥山　有希

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年二月二十日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月七日

石川県かほく市高松ウ一番地一

かほく市高松北西部土地区画整理組合

清算人代表　架谷外茂治

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年三月五日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月七日

高知県香美市土佐山田町一六八九番地一

清算法人新改中部土地改良区

代表清算人　三木　實正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月二十日開催の総会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月七日

東京都港区芝五丁目三五番一号

鉱業労働災害防止協会

清算人　君嶋　護男

解散公告（第三回）

当組合支部は、平成二十六年三月三十一日をもって解散したので、当組合支部に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月七日

横浜市戸塚区吉田町二九二番地

日立製作所労働組合横浜支部

清算人　佐藤　信也

清算人　泉　洋一郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月三十一日春日井市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月七日

愛知県春日井市篠木町七丁目三一番地一

春日井篠木四ツ谷土地区画整理組合

代表清算人　高見　光男

解散公告（第三回）

当会は、平成二十五年十二月七日開催の殿常会臨時総会の決議により平成二十六年三月三十一日付をもって解散したので、当会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月七日

京都府南丹市日吉町田原殿垣内三四番地

殿常会

代表清算人　俣野　政憲

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年三月六日、兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月七日

神戸市北区淡河町勝雄四八番地

清算法人神戸市勝雄土地改良区

代表清算人　石倉　敏夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月十三日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月七日

広島市中区橋本町一〇番一〇号

広島市中山西土地区画整理組合

代表清算人　池田　正明

第二十七期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・円

資産の部

流動資産	四五五、二〇八、三二九
固定資産	九五九、四四五
合計	四五六、一六七、七七四

負債及び純資産の部

流動負債	七六、五四七、五九九
固定負債	二、〇二〇、〇〇〇
	三七七、六〇〇、一七五
株主資本	一〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	三六七、六〇〇、一七五
利益剰余金	二、五〇〇、〇〇〇
利益準備金	その他利益剰余金　三六五、一〇〇、一七五
その他利益剰余金	（うち当期純利益）　（二九、一八五、九六五）
（うち当期純利益）	四五六、一六七、七七四
合計	

平成二十六年四月七日

名古屋市昭和区福江三丁目七番八〇号

株式会社名古屋グリーン倶楽部

代表取締役社長　平間　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町船越第一二地割二八番地、最後の住所岩手県下閉伊郡山田町船越第一四地割八番地三五八

被相続人　亡　山崎　正孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

岩手県宮古市宮町一丁目三番五号陸中ビル二階

宮古ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉水　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県男鹿市船川港南平沢字観音沢四番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　菅原　秀美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

秋田市山王三丁目一番一三号三菱マテリアル不動産ビル六階

相続財産管理人　弁護士　松本　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市小木津町三丁目一四七九番地一、最後の住所茨城県水戸市千波町四一〇番地九アクティブ御茶園一〇二号

被相続人　亡　木田　雅司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月七日

事務所茨城県水戸市大町三丁目一番二四号

はばたきビル

相続財産管理人　弁護士　五來　則男

合併のお知らせ

左記宗教法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

宗教法人法第三十四条第一項の規定による公告も終了し、認証手続きを申請していることをお知らせいたします。

信者その他利害関係人　各位

平成二十六年四月七日

神奈川県横浜市緑区三保町二六六二番地

（甲）宗教法人自修院

代表役員　酒井　正覚

東京都港区六本木四丁目一番九号

（乙）宗教法人曹洞宗　湖雲寺

代表役員　高山　禎之